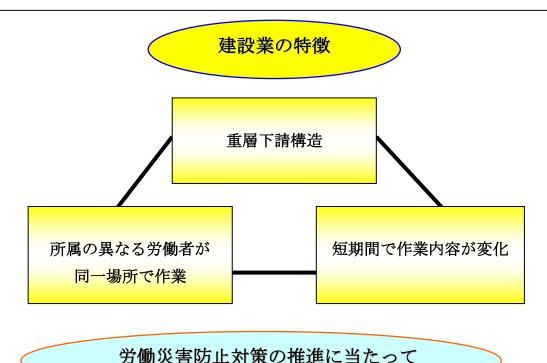
建設業における総合的労働災害防止対策の基本的考え方

建設業の特徴は重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業する形態であり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、工事現場を管理する本店、支店、営業所等が的確に指導・援助を行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者、労働基準行政が一体となって、総合的に推進することとしています。

また、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査 (リスクアセスメント)及びその結果に基づく措置の実施と、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進し、自主的な安全衛生活動を活性化させることにより、工事現場における安全衛生水準の向上を図ります。



工事現場において

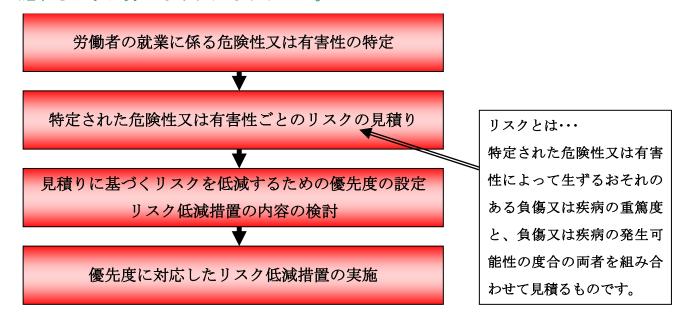
元方事業者による統括管理

工事現場を管理する本店、支店、営業所 等の工事現場への的確な指導・援助

危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)と、その結果に基づく措置の 実施 事業者の主体的能力に応じた労働安全衛 生マネジメントシステムの導入を推進

危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とは?

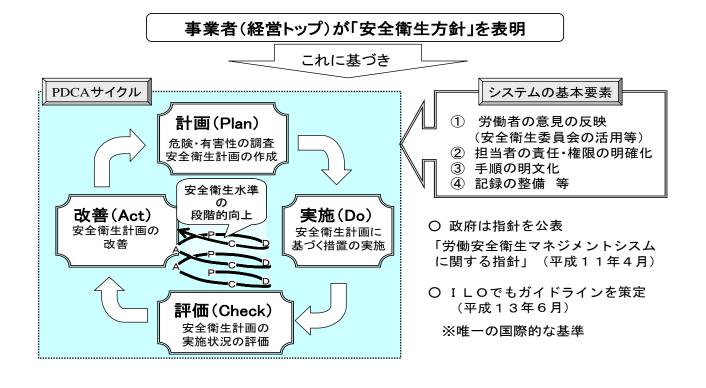
危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とは、労働者の就業に 係る危険性(ハザード)を特定し、それに対する対策を検討する一連の流れ です。事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を実 施するように努めなければなりません。



労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメントの関係

リスクアセスメントは、労働安全衛生マネジメントシステムの一部として 位置づけられています。

労働安全衛生マネジメントシステム



建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項

区分	実施事項
工事現場 関係請負	全な作業方法による作業の実施 7 移動式クレーン等を用いる作業に係る仕事の一部を関係請負人に請け負わせる
人 店社(本支店 営業所等)	2 店社主体の安全衛生方針の表明、安全衛生日標の設定及び安全衛生計画の東定 元方事業者と連携した工事現場における危険性又は有害性等の調査等の実施支援 4 安全衛生教育の企画、実施 5 安全衛生意識高揚のための諸施策の実施 6 安全衛生パトロールの実施 7 持込機械等に係る点検基準、安全心得、作業標準、安全作業マニュアル等の作成 による作業等の安全化の促進 8 下請協力会の行う災害防止活動への積極的参加 9 災害統計の作成、災害調査の実施等

区分		実施事項	
建設業労働災害防止協会総合工事業団体	2 3 4	危険性又は有害性等の調査等(危険有害特定モデル)並びに労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発 設備、施工方法及び作業の安全化についての調査研究の実施及びその結果についての周知 安全衛生教育の実施及び勧奨 安全衛生意識高揚のための広報活動等諸施策の実施 各種情報の分析及び提供 安全衛生診断、安全衛生相談、安全衛生点検等の実施 安全衛生パトロールの実施 専門職種に応じた安全作業マニュアル、労働安全衛生マネジメントシステム等の作成・普及	

区分			実施事項
		1	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく現場における安全衛生方針(工事
		0	安全衛生方針)の表明
		2	過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化
		3	の明確化 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の
		J	定施事項の決定
		4	危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成
	_	5	協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施
	工事	6	マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善
	現	7	工事用機械設備の点検等による安全性の確保
	場	8	安全な施工方法の採用
	7//3	9	関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示
		10	土砂崩壊等のおそれがある作業場所についての安全確保のための関係請負人に対する指導
		11	移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作
			業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施
		12	関係請負人が現場に持ち込む機械設備の安全化への指導及び有資格者の把握
		13	関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等
元		14	関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知、その他有害業務に係る健康管理措置の周知等 現場が業者に対するなる条件意識意思のなめの業権等の実施
方事		15	現場作業者に対する安全衛生意識髙揚のための諸施策の実施
業			
者		1	マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生
		0	計画の策定
	H÷	2	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の 促進
	店社	3	施工計画時の事前審査体制の確立
	红	4	工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援
	本	5	工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援
	支	6	店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理について
	店		の指導
		7	工事用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備
	営	8	設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛
	業		生教育に対する指導、援助
	所	9	関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施
	等)	10	
		11	マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し
		12	
			災害統計の作成、災害調査の実施、同種災害防止対策の樹立等
		14	各種安全衛生情報の提供

区部	実施事項
発注者	1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項 ①個別工事間の連絡及び調整 ②工事全体の災害防止協議会の設置 6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

建設業における労働災害を防止するため 事業者が講ずべき措置

1 基本的事項

(1) 工事の計画段階における安全衛生の確保

工事施工前に、仕事の工程、機械設備等について、安全衛生面から事前の評価を行うことが重要であり、労働安全衛生法第88条の計画の届出の対象の工事はもとより、対象とならないものについても、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置を実施すること。このため、企業内の事前評価体制を確立するとともに、当該工事の計画作成に参画する有資格者等の資質の向上を図るため、必要な教育等を徹底すること。

(2) 安全衛生管理体制の整備等

ア)元方事業者の実施事項

元方事業者においては、平成7年4月21日付け基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針について」により、工事現場の安全衛生管理を行うこと。特に、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者等の選任、これらの者の責任と権限の明確化及び職務の励行等、統括安全衛生管理体制を確立すること。また、店社及び関係請負人と連携して、工事現場の危険性又は有害性等の調査等を実施するとともに、元方事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生活動を展開すること。

イ)関係請負人の実施事項

工事を直接施工する関係請負人においては、元方事業者との連携 を強化し、統括安全衛生責任者との連絡等安全衛生責任者の職務の 徹底を図ること等により元方事業者の講ずる措置に応じた適切な措置 を講ずること。



(3) 工事用機械設備に係る安全性の確保

ア) 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施

工事用機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報を活用して危険性又は有害性等の調査等を行い、適切な安全方策を検討すること。さらに、安全装置が機能しない状態で使用することのないよう法令に定められた適正な方法による作業を行い、定期自主検査、作業開始前点検等を適正に実施すること。

イ) 仮設用設備に係る安全性の確保

足場、型枠支保工等の仮設設備は、計画段階から安全面についての十分な検討を行い、これに基づき施工を行うことにより適正な構造要件を確保するとともに、施工中においても適宜点検、整備を励行すること。

ウ)リース業者等に係る措置の充実

リース業者が貸与する機械設備は、リース業者の責任において、当該機械設備の点検整備等の管理を行い、貸与を受けた事業者においても十分なチェックを行う体制を整備すること。

エ)技術基準等の活用

最低基準としての法令の遵守はもとより、工事用機械設備に係る各種技術基準を活用すること。

(4)適正な方法による作業の実施

作業主任者、職長等の直接指揮の下、適正な方法により作業を実施すること。

(5) 安全衛生教育等の推進

- ア) 労働安全衛生法第 19 条の 2 第 2 項に基づく能力向上教育に関する指針等に基づき、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備すること。
- イ)上記の安全衛生教育の実施に関しては、基本的に本店、支店、営業所等の段階で安全衛生教育 を計画的に実施すること。また、元方事業者においては、関係請負人の行う安全衛生教育に対 する指導・援助を徹底すること。
- ウ) 元方事業者は、関係請負人が新たに工事現場に就労する労働者に対して新規入場者教育を行う場合においては、適切な資料、場所の提供等を行うこと。この場合、必要に応じ、元方事業者が自ら新規入場者教育を行うこと。

(6) 労働衛生対策の徹底

ア) 労働衛生管理体制の整備等基本的対策の促進

建設業における労働衛生対策については、次に示す各通達に留意し、①労働衛生管理体制の整備、②作業環境管理、③作業管理、④健康管理、⑤労働衛生教育、の実施を促進すること。

「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について」

H. 9. 3. 25 基発第 197 号

「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」

H. 10. 6. 1 基発第 329 号

「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」 H. 10. 12. 22 基安発第 34 号

「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」 H. 12. 12. 26 基発第 768 号の 2

「第6次粉じん障害防止総合対策の推進について」 H. 15, 5, 29 基発第 0529004 号

「防じんマスクの選択、使用等について」 H. 17. 2. 7 基発第 0207006 号

「防毒マスクの選択、使用等について」 H. 17. 2. 7 基発第 027007 号

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」

H. 17. 3. 31 基発第 0331017 号

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」 H. 18.3.17 基発第 0317008 号

イ) アスベストばく露防止対策

アスベスト含有建材を使用した建築物解体等の作業を行う事業者は、計画届又は作業届の適切な届出を行い、石綿障害予防規則に基づき次の対策を徹底すること。

- ① 建築物等についてアスベスト等の使用の有無の事前調査
- ② 作業計画の作成及びその遵守
- ③ 吹き付けられたアスベスト等の除去を行う作業場所の確実な隔離措置
- ④ アスベストが使用されている保温剤等の除去に係る立入禁止等の措置
- ⑤ アスベスト等の切断等の作業に係る湿潤化の措置
- ⑥ 呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の適切な使用及び管理
- ⑦ 石綿作業主任者の選任と職務の励行
- ⑧ 特別教育の実施



(7)建設業附属寄宿舎

建設業附属寄宿舎については、安全衛生の確保はもとより寄宿舎に寄宿する労働者の福祉の向上のため広く住環境の整備を行うこと。

(8) 出稼労働者の労働条件確保

出稼労働者の労働条件の確保については、 平成3年11月21日付け基発第657号「出 稼労働者対策要綱の改正について」に基づ き必要な措置を講ずること。